

令和6年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年1月23日（木） 午後3時30分から午後4時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	欠	谷口 芳久
欠	門倉 重秋	欠	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
欠	中尾 明德	欠	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝
担い手育成係 主 査 西迫 博

5 事務局職員

局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 松元 敏幸
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 幹 前迫 篤弘
主任主事 角野 勝行
主 幹 久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査 末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

〔報告〕

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 堀之内 節子 委員 ・ 森園 浩美 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和 6 年度 第 10 回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 23 日（木） 開会 15 時 30 分 閉会 16 時 40 分

鹿屋市役所 7 階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和 6 年度第 10 回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、徳田委員の 1 名です。出席委員数は、20 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、門倉委員、中尾委員、中牧委員、持増委員、上別府委員、高田委員、谷口委員です。鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第 31 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 15 番の堀之内委員と、16 番の森園委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、1 頁、議案第 75 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 75 号につきましては、1 頁から 96 頁です。初めに利用権設定について、2 頁で説明します。公告年月日は、令和 7 年 1 月 24 日です。合計面積は、47 万 3 千 252 m²、うち更新分 19 万 9 千 343 m²、内訳として、田が 16 万 5 千 232 m²、畑が 30 万 8 千 20 m²です。利用権を設定する者が 180 人、設定を受ける者が 70 人です。始期は、いずれも令和 7 年 2 月 1 日です。期間は、3 年、4 年、5 年、6 年、6 年 9 か月、10 年、20 年です。次の 3 頁から 89 頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに 3 頁です。次の 1 番から 16 頁の 26 番までは、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。2 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4 頁、3 番は、賃借権で新規設定。4 番は、賃借権で再設定。

次に、5 頁、5 番、6 番は、賃借権で再設定。

次に、6 頁、7 番、8 番は、賃借権で再設定。

次に、7 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、8 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、9 頁、13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に、10 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に、11 頁、17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に、12 頁、19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に、13 頁、21 番、22 番は、賃借権で新規設定。

次に、14 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に、15 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に、17 頁、次の 27 番は、設定期間が 4 年です。27 番は、賃借権で再設定。次の 28 番から 38 頁の 68 番までは設定期間が 5 年です。28 番は、賃借権で新規設定。

次に、18 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に、19 頁、31 番は、賃借権で新規設定。32 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、20 頁、33 番、34 番は、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、35 番、36 番は、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、37 番、38 番は、賃借権で新規設定。

次に、23 頁、39 番は、賃借権で新規設定。40 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、24 頁、41 番は、賃借権で新規設定。42 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、25 頁、43 番は、賃借権で新規設定。44 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、26 頁、45 番、46 番は、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、47 番、48 番は、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、49 番、50 番は、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、51 番は、賃借権で新規設定。52 番は、賃借権で再設定。

次に、30 頁、53 番、54 番は、賃借権で再設定。

次に、31 頁、55 番は、賃借権で再設定。56 番は、使用貸借権で再設定。

次に、32 頁、57 番、58 番は、賃借権で再設定。

次に、33 頁、59 番、60 番は、賃借権で再設定。

次に、34 頁、61 番は、使用貸借権で再設定。62 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、35 頁、63 番、64 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、36 頁、65 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。66 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、37 頁、67 番は、使用貸借権で再設定。68 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、次の 69 番から 44 頁の 80 番までは、設定期間が 6 年です。69 番、70 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、71 番は、使用貸借権で新規設定。72 番は、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、73 番は、使用貸借権で新規設定。74 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、75 番、76 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、77 番、78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番、80 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、次の 81 番は、設定期間が 6 年 9 か月です。81 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、次の 82 番から 88 頁の 165 番までは、設定期間は 10 年です。82 番、83 番は、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、84 番は、賃借権で新規設定。85 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、47 頁、86 番は、使用貸借権で新規設定。87 番は、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、88 番、89 番は、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、90 番は、賃借権で新規設定。91 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、50 頁、92 番は、賃借権で新規設定。

次に、51 頁、93 番は、使用貸借権で新規設定。94 番は、賃借権で新規設定。

次に、52 頁、95 番、96 番は、賃借権で新規設定。

次に、53 頁、97 番、98 番は、賃借権で新規設定。

次に、54 頁、99 番は、賃借権で新規設定。100 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、55 頁、101 番、102 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、103 番、104 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、105 番、106 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、107 番、108 番は、賃借権で新規設定。

次に、59 頁、109 番は、賃借権で新規設定。110 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、60 頁、111 番は、賃借権で新規設定。112 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、61 頁、113 番は、賃借権で新規設定。114 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、62 頁、115 番、116 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、117 番、118 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、119 番、120 番は、賃借権で新規設定。

次に、65 頁、121 番は、使用貸借権で新規設定。122 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、123 番、124 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、67 頁、125 番、126 番は、賃借権で新規設定。

次に、68 頁、127 番、128 番は、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、129 番、130 番は、賃借権で新規設定。

次に、70 頁、131 番、132 番は、賃借権で新規設定。

次に、71 頁、133 番は、賃借権で新規設定。134 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、72 頁、135 番、136 番は、賃借権で再設定。

次に、73 頁、137 番は、賃借権で再設定。

次に、74 頁、138 番、139 番は、賃借権で再設定。

次に、75 頁、140 番、141 番は、賃借権で再設定。

次に、76 頁、142 番は、賃借権で再設定。143 番は、賃借権で新規設定。

次に、77 頁、144 番は、賃借権で再設定。145 番は、賃借権で新規設定。

次に、78 頁、146 番、147 番は、賃借権で再設定。

次に、79 頁、148 番、149 番は、賃借権で再設定。

次に、80 頁、150 番、151 番は、賃借権で再設定。

次に、81 頁、152 番は、賃借権で再設定。153 番は、使用貸借権で再設定。

次に、82 頁、154 番は、使用貸借権で再設定。155 番は、賃借権で再設定。

次に、83 頁、156 番は、賃借権で再設定。

次に、84 頁、157 番、158 番は、賃借権で再設定。

次に、85 頁、159 番は、賃借権で再設定。160 番は、使用貸借権で再設定。

次に、86 頁、161 番は、賃借権で再設定。162 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、87 頁、163 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、88 頁、次の 164 番、165 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、89 頁、166 番は、設定期間 20 年です。166 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 89 頁までの 166 件の利用権設定ですが、34 頁の 5 年もの 62 番、35 頁の 63 番、64 番、36 頁の 65 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、中牧委員が欠席の為此のまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 34 頁の 62 番、35 頁の 63 番、64 番、36 頁の 36 番は、借人の中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。
(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、86 頁の 10 年もの 162 番、87 頁の 163 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、上別府委員が欠席の為此のまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 86 頁の 162 番、87 頁の 163 番は、借人の上別府委員が賃借権の新規設定を行うもので、

改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上別府委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、88 頁の 10 年もの 164 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

上之脇 88 頁の 164 番は、借人の福元会長の関連する法人が貸借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

議 長 次に、88 頁の 10 年もの 165 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので上野副会長に退席をいただき審議します。

(上野副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 88 頁の 165 番は、借人の上野副会長が使用貸借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上野副会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上野副会長委員：着席)

上野副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 158 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、90 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、90 頁から 96 頁です。まず、90 頁で説明します。公告年月日は令和 7 年 1 月 24 日、合計面積は、3 万 9 千 650 m²です。内訳としまして、田が 7 千 222 m²、畑が 3 万 2 千 428 m²です。所有権を移転する者が 11 人、所有権の移転を受ける者が 7 人です。

次に 91 頁、次の 1 番から 96 頁の 11 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 11 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、97 頁、議案第 76 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 76 号につきましては、97 頁から 128 頁です。今回の促進計画（案）は、始期が令和 7 年 3 月 31 日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 6 万 2 千 706 m²で、畑が 17 万 7 千 73 m²で、計 23 万 9 千 779 m²となっています。農地の貸出し者は 53 人、農地の耕作者となる配分予定者は 35 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」及び「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては 98 頁からご覧ください。

まず 98 頁、1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。次の 2 番から 105 頁の 16 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、賃借権で新規設定。

次に 99 頁、3 番、4 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 100 頁、5 番は、賃借権で新規設定。6 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 101 頁、7 番は、賃借権で新規設定。8 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 102 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に 103 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に 104 頁、13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に 105 頁、15 番は、賃借権で新規設定。16 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 106 頁、次の 17 番、18 番は、設定期間が 6 年です。17 番、18 番は、賃借権で新規設定。

次に 107 頁、次の 19 番から 128 頁の 57 番までは、設定期間が 10 年です。19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に 108 頁、21 番、22 番は、賃借権で新規設定。

次に 109 頁、23 番は、使用貸借権で新規設定。次に 110 頁、24 番は、賃借権で新規設定。

次に 111 頁、25 番、26 番は、賃借権で新規設定。

次に 112 頁、27 番、28 番は、賃借権で新規設定。

次に 113 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に 114 頁、31 番、32 番は、賃借権で新規設定。

次に 115 頁、次の 33 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。34 番は、賃借権で新規設定。

次に 116 頁、35 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 117 頁、36 番は、使用貸借権で新規設定。37 番は、賃借権で新規設定。

次に 118 頁、38 番、39 番は、賃借権で新規設定。

次に 119 頁、40 番、41 番は、賃借権で新規設定。

次に 120 頁、42 番、43 番は、賃借権で新規設定。

次に 121 頁、44 番は、使用貸借権で新規設定。45 番は、賃借権で新規設定。

次に 122 頁、46 番は、使用貸借権で新規設定。47 番は、賃借権で新規設定。

次に 123 頁、48 番、49 番は、賃借権で新規設定。

次に 124 頁、50 番、51 番は、賃借権で新規設定。

次に 125 頁、52 番、53 番は、賃借権で新規設定。

次に 126 頁、54 番は、使用貸借権で新規設定。55 番は、賃借権で新規設定。

次に 127 頁、56 番、57 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、98 頁から 128 頁までの 57 件の中間管理権設定ですが、115 頁の 10 年もの 33 番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、上別府委員が欠席の為此のまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 115 頁の 33 番は、借人の上別府委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上別府委員に係る中間管理権設定 1 件です。ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないということで、上別府委員に係る案件については、記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

上別府委員に係る意見については、提案のとおり決定しました。

（上別府委員：着席）

次に残りの 56 件について、何かご意見がございますか。

（なし）

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。

これら 56 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。議案第 76 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、129 頁、議案第 77 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 77 号につきましては、129 頁から 132 頁です。今回は、所有権移転が 16 件です。

初めに、129 頁です。1 番は、田が 1 筆で 692 m²の売買です。2 番は、畑が 1 筆で 1 千 238 m²の売買です。3 番は、田が 1 筆で 601 m²の売買です。4 番は、畑が 2 筆で 6 千 749 m²の売買です。5 番は、畑が 3 筆で 4 千 595 m²の売買です。

次に、130 頁です。6 番は、畑が 2 筆で 1 千 909 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 3 千 107 m²の売買です。8 番は、田が 4 筆で 3 千 789 m²の売買です。9 番は、畑が 4 筆で 6 千 818 m²の売買です。

次に、131 頁です。10 番は、畑が 1 筆で 2 千 641 m²の贈与です。11 番は、畑が 1 筆で 2 千 571 m²の売買です。12 番は、畑が 1 筆で 1 千 862 m²の売買です。13 番は、畑が 1 筆で 1 千 169 m²の売買です。次の 14 番から 132 頁の 16 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、131 頁の 14 番から 132 頁の 16 番までを田中委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号 5 番の田中です。去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

131 ページの 14 番です。申請者は市外の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けすることでした。

次に 132 ページの 15 番です。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農

作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に、16 番です。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 16 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、133 頁、議案第 78 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 78 号につきましては、133 頁の 1 件です。133 頁をご覧ください。1 番については、当初は、申請地に貸家 1 棟、貸駐車場及び通路を整備する予定であったが造成工事の関係から配置を変更した結果、貸駐車場の増設依頼があったことから転用面積の拡大を図るもの。なお、令和 6 年度第 6 回総会審議済みです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、134 頁、議案第 79 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 79 号につきましては、134 頁です。今回は、2 件です。

次の 1 番は、ロールサイレージ置場を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 6 年度第 3 回総会で審議済みです。

次の 2 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、134 頁の 2 番を田原委員に、報告をお願いします。

田 原 　　議席番号 2 番の田原です。去る 1 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

134 頁の 2 番ですが、申請地は野里運動公園の北西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第

1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 2 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、135 頁、議案第 80 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 80 号につきましては、135 頁から 137 頁です。135 頁をご覧ください。

1 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 4 回総会で審議済みです。

2 番は、農業用機械倉庫及び農業用資材置場を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 6 年度第 5 回総会で審議済みです。

3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 5 回総会で審議済みです。

次に、136 頁、4 番は、飼料倉庫、農機具倉庫及びロール置場を整備するもので、農地区分は農の 2 です。なお、令和 6 年度第 7 回総会で審議済みです。

次の 5 番から 137 頁の 8 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、136 頁の 5 番、137 頁の 6 番を田原委員に、7 番、8 番を川崎委員に報告をお願いします。

田 原 議席番号 2 番の田原です。去る 1 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、136 頁の 5 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 137 頁の 6 番ですが、申請地は野里運動公園の北西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、5 番及び 6 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れが

ないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 議席番号4番の川崎です。去る1月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、137頁の7番ですが、申請地は串商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に137頁の8番ですが、申請地は串商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7番及び8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。
(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、138頁、議案第81号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第81号につきましては、138頁から143頁です。138頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件です。対象面積は、田が4千934㎡、畑が7千341㎡ 合計1万2千275㎡です。次の139頁から143頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、138頁の1番から3番を、大重委員に、4番、5番を岩下委員に報告をお願いします。

大 重 議席番号3番の大重です。去る1月14日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。138頁をご覧ください。

まず、1番と2番ですが、記載の3筆とも、変更の理由が同じであり、申請地も隣接していますので、まとめて報告します。農振除外の申し出です。周辺図等は139頁及び、140頁です。申請人は市内の居住者で、申請地を「山林」として管理する計画です。申請地は「上

沢津公民館」の北東に位置し、周辺が10ha以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しない第二種農地と判断されます。申請地は第二種農地の許可基準である「その他の農地」に該当することから、農振除外となれば転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は141頁です。申請人は市内の居住者で、申請地に「重機駐車場」を整備する計画です。申請地は「吾平小学校」の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

岩 下 推進委員の岩下です。去る1月14日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

次に4番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は142頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「農畜産物加工場」を建設する計画です。申請地は「鹿屋市南部学校給食センター」の北に位置し、申請地に農業用施設である「農畜産物加工場」を建設する計画ですが、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は143頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は「上小原小学校」の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。但し、申請地の一部を土砂置場として使用していることから、始末書の提出が必要と考えます。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました5件について、ご異議ありませんか。

寺 下 はい。

議 長 寺下委員、どうぞ。

寺 下 5番目の「特定建築条件付売買予定地」とはどういったものか教えて頂きたい。

末 次 農政課で農振担当をしております末次と申します。ご質問のありました「特定建築条件付売買予定地」についてお答えします。これにつきましては、いわゆる建売住宅という形

でございまして、建売住宅を予定している土地として申請があったものであり、このような表現で出させて頂いております。

寺 下 今回初めて聞く言葉だと思いますが、今までは無かったですよね。

末 次 これまでもこの表現で出されておりますが、「特定」ではない「建築条件付売買予定地」というような表現もございました。

寺 下 これからも、このような表現は出てくるということでよろしいですね。

末 次 はい。そのようになってまいります。

寺 下 分かりました。

議 長 寺下委員よろしいですか。

寺 下 はい。

議 長 他に、ご質問やご異議等はありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、144 頁、議案第 82 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 82 号につきましては、144 頁です。今回は 3 件です。次の 1 番から 3 番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、144 頁の 1 番から 3 番までを田中委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号 5 番の田中です。去る 1 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、144 頁の 1 番です。申請地は、「霧島ヶ丘公園」の南東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

次に 2 番です。申請地は、「串良平和公園」の北西に位置し、平成 6 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、「東原小学校」の北に位置し、平成 15 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、145 頁、議案第 83 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第 83 号につきましては、145 頁から 147 頁です。今回新たに、譲渡希望が 145 頁の 1 番から 5 番までの 5 件ですのでお目通し願います。なお、1 番、3 番、5 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 146 頁の 1 番から 147 頁の 11 番までの 11 件ですのでお目通し願います。なお、146 頁の 3 番は無償でも可としております。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

145 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を堀之内委員と矢野委員に、2 番を西ノ原委員と谷口委員に、3 番を田原委員と門倉委員に、4 番を村山委員と上別府委員に、5 番を本田委員と福元里美委員にお願いします。

次に、146 頁、賃貸借希望の 1 番を徳田委員と折尾委員に、2 番から 6 番までを堀之内委員と矢野委員に、7 番を本田委員と福元里美委員に、続いて 147 頁の 8 番を寺下委員と持増委員に、9 番をわたくし福元と入佐委員に、10 番を倉田委員と高田委員に、11 番を四元委員と細川委員にお願いします。

次に、148 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。
事務局の説明をお願いします。

上之脇 　資料 148 頁をご覧ください。合意解約につきましては、148 頁から 194 頁です。今回は 82 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 　ただいまの報告のとおり、148 頁から、194 頁まで 82 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、195 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

議長 　今回は 2 件ですが、いずれも、鹿屋市の補助事業によるもので、複数の水田の畔を取り除き、1 筆とし、併せて農地の高低差を解消することで、農業用機械の大型化に対応し作業効率の向上を図ることを目的としており、形質変更届が提出されました。2 件とも、工期が総会前に着手となっていたことから、1 月 7 日に、1 番を川崎委員、2 番を本田委員により現地調査を行っていただき、専決処分したので報告します。

議長 　以上で、第 10 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に

入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局から何かありませんか。

松 元 まず、「大隅地区農業委員等研修会」についてです。

皆様方には12月総会及びラインにて周知しておりますが、県主催の「大隅地区農業委員等研修会」が2月7日、金曜日、14時から16時に鹿屋商工会議所大ホールにて開催されます。この研修会では農業委員・推進委員のみなさんが対象で、地域計画や農地中間管理機構との連携などについての研修となります。皆さまの席に開催要領とその裏に会場の案内図を書いた資料を置いておりますのでよろしくお願いします。

また、研修会への出欠報告が今日まででありましたが、出席できない方で、出席できるようになった場合には事務局まで連絡ください。

次に、新年会についてですが、このあと、本日18時から、かのやグランドホテルの2階において開催いたします。また、木場委員が昨年11月13日に市民表彰を受けられましたのでそのお祝いも併せて行いますのでよろしくお願いします。

次に、農地法第3条許可後の1年後調査についてです。3条許可後の1年後調査にかかる依頼資料を担当委員のお席に配布してありますのでよろしくお願いします。ご不明の点については担当までご連絡ください。

最後に、皆さまのお手元に茶封筒が置いてあります。中に報酬明細が入っていますので、中の明細のみお持ち帰りください。茶封筒はそのまま置いといてください。以上です。

局 長 はい。それでは、2月の調査委員を申し上げます。

2月12日、水曜日、4条・5条の調査が、徳田委員、門倉委員でございます。

2月12日、水曜日、農振調査が、中塩屋委員、中尾委員でございます。

2月13日、木曜日、4条・5条の調査が、藏ヶ崎委員、木場委員でございます。

2月13日、木曜日、3条調査が、寺下委員、下久保委員でございます。

2月の総会は、2月21日、金曜日、午前9時から市役所7階大会議室となります。

以上です。

議 長 他にありませんか。

村 山 はい。

議 長 村山委員、どうぞ。

村 山 本日、農業委員手帳が配布されていますが、農業委員の手帳に農地利用最適化推進委員用のカードが入っていますが、これはどうしたら良いでしょうか。

松 元 手帳に記載されている内容は同じですので、付属のカードは破棄されて結構です。

議 長 村山委員よろしいですか。

村 山 はい。

議 長 他に質問等はございませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し

伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これもちまして令和6年度第10回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)